

細 1 0 沖縄美ら島財団動物実験取扱細則

(細則第9号)

施 行 平成28年10月26日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、沖縄美ら島財団動物実験規程（平成28年10月26日制定。以下「規程」という。）第34条に基づき、規程の実施に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 新規 類似の実験計画もなく、また、継続の実験でもない、新たに動物実験計画を策定する場合
- (2) 類似 投与方法、苦痛軽減措置、外科的処置などの実施方法が同じであり、動物種についても同じである動物実験計画が、既に承認されている場合
- (3) 継続 既に承認されている動物実験計画の期間が延長される場合

第2章 動物実験委員会

(委員会の開催日)

第3条 動物実験委員会（以下「委員会」という）の開催は、委員長が必要とした場合、随時開催できるものとする。

(予備審査)

第4条 委員会の委員の過半数の出席が得られない場合は、総合研究センター長から付託された動物実験計画書の審査について、出席委員による予備審査を行い、その結果について欠席委員の持ち回り決裁をもって、委員会の決議事項とすることができる。

第3章 動物実験等の実施

(動物実験計画)

第5条 規程第11条における動物実験計画書は、別記様式1のとおりとする。

(動物実験責任者等)

第6条 動物実験責任者は、当財団の正職員及びフルタイム契約職員（専門）とする。

(実験実施期間の承認)

第7条 動物実験計画書を承認する実験実施期間は、最長4年間とし、実験実施期間が当該年を超える場合には、年度末とする。

(動物実験計画の変更・追加)

第8条 規程11条第5項における動物実験計画（変更・追加）承認申請書は、別記様式2のとおりとする
2 動物実験計画の変更・追加の承認は、次の掲げるいずれかに該当する場合に承認することができる。

- (1) 実験動物使用数等の変更・追加
- (2) 動物実験責任者の変更及び動物実験実施者の変更・追加
- (3) 実験実施期間の変更
- (4) ストレイン（系統）の変更・追加
- (5) その他軽微な変更

(動物実験結果報告)

第9条 規程第12条第2項における動物実験結果報告書は、別記様式3のとおりとする。

第4章 施設等

(飼養保管施設の調査・審査及び承認)

第10条 規程第13条第1項における飼養保管施設設置承認申請書は、別記様式4のとおりとする。

2 前項の飼養保管施設設置承認申請書は、飼育室又は水槽ごとに作成するものとし、その調査・審査及び承認についても飼育室又は水槽ごとに行うものとする。

(飼養保管施設の要件)

第11条 規程第14条における飼養保管施設の要件について、動物種、匹数及び実験目的に応じておくものとする。

(動物実験室の調査・審査及び承認)

第12条 規程第15条第1項における動物実験室設置承認申請書は、別記様式5のとおりとする。

2 前項の動物実験室設置承認申請書は、実験室又は水槽ごとに作成するものとし、その調査・審査及び承認についても実験室又は水槽ごとに行うものとする。

(動物実験室の要件)

第13条 規程第16条における動物実験室の要件について、動物種、匹数及び実験目的に応じておくものとする。

(施設等の廃止)

第14条 規程第18条第1項における施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届は、別記様式6のとおりとする。

第5章 実験動物の飼養及び保管

(健康管理)

第15条 規程第23条第2項における実験動物に適切な治療を行わなければならない場合は、獣医師（獣医師法（昭和24年6月1日法律第186号）第7条に規程する獣医師の免許証を与えられた者）により、適切に対応しなければならない。

(記録の保存及び報告)

第16条 規程第25条第1項における記録の整備、保存は、検収・検疫記録や飼育日誌の記帳などにより適切に行うものとする。

2 規程第25条第2項における報告は、別記様式7により行うものとする。

第6章 教育訓練

(教育訓練の実施)

第17条 規程第29条第1項における教育訓練は、年2回以上行うものとする。

2 教育訓練の講師は、委員会において適任であると認めた者をもって充てる。

3 前項の講師は、動物実験に関する公的な資格の取得や関連する学会等へ参加するなど、動物実験に関する最新の情報収集に努めるとともに、得られた情報について当財団内への普及・啓蒙に努めるものとする。

(受講義務及び経過措置)

第18条 規程第29条における教育訓練は、実験動物管理者及び飼養者にあつては飼養保管前までに、実験実施者にあつては動物実験等に従事する前までに受けなければならない。

2 前項にかかわらず、飼養者については新たに飼養者になった場合に限り、実験動物管理者又は動物実験実施者の監督の下で、教育訓練を受けなくても飼養保管に従事することができる。

3 前項の場合であっても、当該年度の末日までに教育訓練を受けなければならない。

(受講機会及び有効期間)

第19条 規程第29条第1項における教育訓練は、同項各号に掲げるすべての事項について受けるものとする。これらの事項を受けることは、複数機会に分けて受けることを妨げない。

2 前項の教育訓練をすべて受けている場合でも、委員会が必要と認めた場合には、委員会の指定する期間内に、委員会が指定する事項について教育訓練を受けなければならない。

(教育訓練の代替)

第20条 規程第29条第1項各号に掲げる事項のうち、これらの内容に関する授業科目及び講習会等を受講した場合若しくは他機関の教育訓練を受講している場合は、委員会の承認を得て、その全部又は一部の事項について、教育訓練を受けたものとすることができる。

2 前項の教育訓練の認定は、別記様式8の申請に基づき行うものとする。

3 規程第29条第1項の各号に掲げる事項について、教育訓練の講師として担当している場合は、当該事項について教育訓練を受けることを免除する。

(改廃)

第21条 この細則の改廃は、委員会の議を経てセンター長が行う。

附 則

1 この細則は、平成28年10月26日から施行する。